

国におけるたばこ対策 受動喫煙等

厚生労働省健康局健康課 たばこ対策専門官 平野公康

昨年（2017年）1月の内閣総理大臣施政方針演説で、「受動喫煙対策の徹底」を行う明確な姿勢の表明があった。さらに、8月3日、11月1日の内閣総理大臣指示においても「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、受動喫煙対策を徹底する」ことが重ねて示されている。

受動喫煙の防止については、これまで健康増進法に基づき、施設の管理者に「努力義務」を設け、自主的な取り組みを推進してきた。しかしながら、国民健康影響調査の結果などを見るかぎり、未だに多くの国民が飲食店や職場等の「公衆の集まる場（public places）において受動喫煙を受けている。

受動喫煙に伴う健康影響の実態は科学的に証明されているところであり、受動喫煙対策については、国民的な理解も深まっている。国民全体の健康に責任を負う厚生労働省としては、「望まない受動喫煙をなくす」ことが極めて重要であり、待ったなしの課題であると強く認識している。

今後、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うことにより、「望まない受動喫煙」を防止していく。単に禁煙を求める法規制を設けるだけでなく、各種の助成・支援策や広報啓発活動など、取り得る政策を総動員していく。それにより、2019年ラグビーワールドカップや2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、国民の間での受動喫煙対策に係る機運を醸成していく。

平成29年度全国保健所長会研修会では、「世界の公衆衛生を知り、日本に活かす」がテーマに取り上げられている。国内外の先進的な喫煙・受動喫煙対策を広めることにより健康日本21の目標達成とともに、国民の健康寿命の延伸される未来の実現を目指して、連携しながら政策を推進して参りたい。

